

混合型特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護) ケアハウスあいの泉 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 白寿会が開設する混合型特定施設入居者居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が実施する指定特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者（以下「従業者」という。）が要介護状態又は要支援状態、自立状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者介護）の従業員は、特定施設サービス＜介護予防特定施設サービス＞計画に基づき、利用者が当施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行う。

- 2 安全かつ継続的な事業運営に努める。
- 3 指定特定施設入居者生活介護の実施に当たっては、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 事業所は、自らその提供する特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ケアハウスあいの泉
- 二 所在地 倉敷市玉島 1 7 1 9

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1人（常勤）
生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- 三 看護職員 常勤換算2人以上（常勤1人以上）
介護職員 常勤換算15人以上（常勤3人以上）
ただし入居者のうち、要介護状態により要介護状態での利用者の数より介護保険

上定められた定数により変動する場合がある。

看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な介護を行う。

四 機能訓練指導員 1人（非常勤・看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練を行う。

四 計画作成担当者 介護支援専門員 1人（常勤1人、兼務の場合有）

計画作成担当者は、利用料の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス（介護予防特定施設サービス）計画を作成する。

（入居定員及び居室数）

第5条 指定特定入居施設の入所定員及び居室数は、次のとおりとする。

一 入所定員 80人

二 居室数

2人部屋 4室
個室 72室

（指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定入居者生活介護）の内容）

第6条 指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定入居者生活介護）は、要支援者・要介護者を対象に、要介護者3人（又は要支援者10人）に1人の介護職員を配置し、夜間は夜勤者をおき、介護を提供する。

（利用料その他費用の額）

第7条 指定特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 事務費（厚生労働省老健局通知による）

3 家賃 Aタイプ 29,230円（平成24年3月31日以前より契約の方は28,730円）
Bタイプ 29,380円（平成24年3月31日以前より契約の方は28,880円）
Cタイプ 24,050円（平成24年3月31日以前より契約の方は23,550円）
Dタイプ 22,200円（平成24年3月31日以前より契約の方は21,700円）
Eタイプ 52,830円（平成24年3月31日以前より契約の方は50,800円）

4 食費（厚生労働省老健局通知による）

5 光熱水費 実費

6 電話代 実費

7 理美容代 実費

(施設利用にあたっての留意事項)

第8条 施設の利用に当たっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）の提供に関する契約を文書によって締結する。

2 利用者には以下の留意事項を厳守するように定める。

- ・施設内の居室・設備・器具は使用方法に気を付け、自己責任による破損等が生じた場合、賠償を考える。
- ・決められた場所以外の喫煙を禁止する。
- ・騒音。迷惑行為は控える。
- ・施設内での宗教活動・政治活動の禁止。
- ・金銭・貴重品は自己管理する。
- ・動物・危険物の施設内の持ち込みは禁止する。

3 利用者が入院治療を要する場合等は、適切な病院又は診療所を紹介する。

4 利用者が使用する施設、食事提供に必要な器具又は容器等、その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講じる。

(契約の解除)

第9条 次の各号に該当したとき、事業所は連帯保証人等と相談の上、速やかに契約を解除することとする。

- 一 他の入居者の生活、または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあるとき。
- 二 身体的・精神的能力の著しい低下が見られるとき。

(身体的拘束その他の行動制限)

第10条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。やむを得ず行った場合は、その時の状況について記録し、期間を定め見直し・検討を行う。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）の提供を行っているときに、利用者の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び非難の訓練（年二回）
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取り扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

(秘密保持等)

第13条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第14条 管理者は提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により損害すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は代理人の理解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、介護従事者等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 繼続研修 年1回
- 2 事業所は、この事業を行うため、特定施設サービス（介護予防特定施設サービス）計画、サービス内容の記録、身体拘束の記録、苦情の記録、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 3 この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。